

第 76 回

加古川市情報公開・個人情報保護審査会

(資 料)

【議題（２）関係】

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 諮問第 48 号にかかる審査について
オンライン結合による提供の制限の例外について | |
| | 諮問書 | 1 |

【議題（４）関係】

- | | | |
|---|-------------------------------------|----|
| 1 | 加古川市情報公開・個人情報保護審査会傍聴要領の改正について | 12 |
|---|-------------------------------------|----|

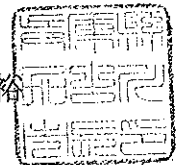
令和 3 年 3 月 24 日

加古川市総務部総務課

諮 問 第 48 号
令和3年3月17日

加古川市情報公開・個人情報保護審査会委員長 様

加古川市長 岡 田 康 裕



個人情報の取扱いに関する意見について（諮問）

加古川市個人情報保護条例に基づき、標記のことについて審査会の意見をお聴きしたいので、諮問します。

記

1. オンライン結合による提供の制限の例外について（条例第9条第2項関係）

別紙のとおり

(別紙)

1. 個人情報のオンライン結合による提供の制限の例外について (条例第9条第2項関係)

提供先名	提供課名	オンライン結合による提供の内容	オンライン結合による提供の必要性	備考
兵庫県	農林水産課 (産業経済部)	林地台帳の森林所有者 (氏名、住所)	林地台帳の整備範囲は県が森林計画図により定めているとともに、林地台帳には県の森林簿の内容 (林小班・森林所有者名等) が含まれているため、県が原案を作成して市町へ提供し、市町が保有する情報 (森林の土地の所有者届等) を反映することで精度向上を図りつつ更新する。また、更新された林地台帳の情報は、森林簿の更新にも活用が可能である。	
		森林の土地の所有者届出書の森林所有者 (氏名、住所、電話番号)	林地台帳と県森林簿の更新は連動することが必須であり、そのためには県と市町が相互に情報提供を行う必要があるため。	
		伐採及び伐採後の造林の届出書、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書の森林所有者及び森林施業実施者 (氏名、住所、電話番号)	県は市町が受理した届出書の内容をとりまとめ、林野庁へ定期報告する必要がある。 また、開発面積によって行政手続きが異なるため、県と緊密な連携が必要であり、林地での開発に係る最新の情報を共有することで、違反の早期発見や開発拡大の防止につながる。森林の有する公益的な機能を保全し、資源としての森林と土地の適正な利用が確保されるため。	

兵庫県森林クラウドシステム導入に伴う 個人情報のオンライン結合による外部提供について

1 森林クラウドシステム導入の背景

従来、森林管理は県主体で行ってきたが、平成31年4月1日に施行された森林経営管理法（平成30年法律第35号）により、市町の責務として、その区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記され、森林管理における市町の役割がより大きくなっている。

さらに、市町主体の森林管理の一環として、平成31年4月1日から林地台帳制度の運用が始まった。林地台帳とは、適切な森林管理を図ることを目的に、森林所有者情報（森林所有者等の氏名、住所などをいう。）等を整備した台帳であり市町が管理を行うものである。林地台帳の更新には県が管理する森林簿・森林計画図との突合や整合が必要であるが、現在は県・市町が個別のシステムを利用しているため、情報共有が非効率であり適切な台帳更新が困難な状況である。

このほか、県・市町間では、森林の伐採に関する届出情報など各種報告事務が多くあり、現在はメールや記録媒体等による情報共有を行っているが、情報セキュリティの安全性は高いとはいえず、限られた人員での事務処理となり職員の負担となっている。

これらの課題を解決し、森林を適切に管理することで森林の持つ公益的機能を最大限発揮するためには、森林クラウドを活用したオンライン結合による森林情報の相互提供が不可欠である。

2 森林クラウドシステムの概要

県・市町及び林業事業体（森林組合等をいう。）が保有する森林情報（樹種、林齢、材積、森林所有者等の情報をいう。）をクラウド上で一元管理し、関係者間での円滑な情報共有及び精度向上、事務省力化を図るためのシステムである。各業務の台帳と地図情報が連携し、共有する電子地図上で情報が表示される。なお、個人情報はLG-WAN回線のみで取り扱い、県・市町のみが閲覧できる。（システム概念図：別紙資料1のとおり）

本システムは林野庁が示す標準仕様に準拠しており、既に同様のシステムが導入・運用されている14都道府県全てにおいて、県と市町間のオンライン結合により個人情報が提供されている。

兵庫県は令和3年4月に本システムを導入予定であり、加古川市は、審査会の答申後にオンライン結合により個人情報を県に提供予定である。

3 オンライン結合による個人情報の提供に関する概要

別紙資料2のとおり

4 オンライン結合基準の適合性

(1) 公益上の必要性に関する基準

平成31年4月1日に施行された森林経営管理法(平成30年法律第35号)により、市町の責務として、その区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記された。

本システムは、市町主体の新たな森林管理を実行するにあたり、森林林業関係者(県・市町・林業事業体等をいう。)が持つ森林情報(樹種、林齢、材積、森林所有者等の情報をいう。)を一元管理した上で相互共有し、間伐等の森林整備を円滑に進めることを主たる目的として導入するものである。

オンライン結合を行うことにより、次のような効果が期待される。

- ア これまで森林林業関係者が個別に管理していた森林情報がシステムへ一元的に集積されることで、情報の散逸が防止されるとともに有効活用が促進され、森林情報の精度向上につながる。
- イ 森林整備が推進されることで、手入れ不足の放置森林が減少し、水源のかん養機能や土砂災害の防止機能など森林が有する公益的機能が増進され、地域住民の安全・安心につながる。
- ウ 森林所有者や境界情報が明らかになることで、伐採・造林の指導監督や災害復旧事業・公共事業等の実施の円滑化につながる。
- エ これまで紙媒体で行っていた業務をシステム上で行うことになるため、書類の印刷費・郵送費が節減できる。また、各種報告業務について事務省力化が図られることで職員の負担を軽減し、結果的に住民サービスの向上へつながる。
- オ これまで森林林業関係者間でメールやCD-R等の記録媒体によって共有してきた個人情報や図面・写真等の大容量データにについて、安全なシステムを介して行うことによって、メールの送付間違いや記録媒体の紛失等のリスクを減少させ、情報セキュリティの安全性が高まる。

(2) 個人情報の保護のための必要な措置に関する基準

ア 県システム構築時のセキュリティ仕様

(ア) システムのセキュリティに対する適切な技術的措置

a システム構成及びファイアウォール

本システムは、L G-WAN（総合行政ネットワーク）ASP サービス提供事業者により、システムサーバへはファイアウォールを経由しなければ到達できない構成とする。

b アクセス権限の管理

管理権限を持つ職員において、各ユーザの業務権限レベルやレベルによる業務機能の使用可否及び利用可能なデータの範囲の設定を可能とする業務権限設定機能を実装する。

c システム監視

サービス提供事業者は、監視システムを利用し、本システムの稼働状況及び利用状況等を監視し、障害対応時はその結果や収集したログ等进行分析して内容を報告する。

d ウイルス対策

システムサーバにはウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態を保つと共に、OS・アプリケーションについても対策プログラムなどの反映を随時行う。ウイルス対策ソフトは、データをサーバに登録する際にリアルタイムでチェックを行い、最低一日一回の定時ウイルスチェックを行う。

(イ) 障害時のファイルの安全性を確保するための適切な技術的措置

a ネットワーク

機器等は冗長化を行い、単一障害点（その箇所が停止するとシステムの全体が停止するような箇所）を作らない。

b 電源

サーバ機器等は無停電電源装置を装備し、障害時等における電源が確保されている。

(ウ) 障害を速やかに回復するための適切な措置

24 時間 365 日機器の稼働監視を実施し、障害が発生した場合には、休日・深夜を問わず、即座に復旧体制を整備し、問合せ対応を行う障害対応窓口を運用する。

また、障害が発生した場合において、障害発生前に取得したバックアップ情報が復元できることを保証する。

※ 本システムは平成 25～28 年度に林野庁が実施した森林情報高度利活用技術開発事業の成果である「森林クラウドシステムに係る標準仕様書」、「森林クラウドシステムに係る情報セキュリティガイドライン」に準拠しており、県が NTT 東日本のデータセンター上に構築中である。

本システムは、総務省「自治体情報システム強靱性向上モデル」等にも基づいており、LG-WANの運営団体である地方公共団体情報システム機構にLG-WAN ASPとして登録され、既に同様のシステムが導入・運用されている14都道県全てにおいて、県と市町間のオンライン結合により個人情報共有されている。

なお、本システムのベンダーである応用地質（株）は、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）、プライバシーマーク等の認証を取得している。

イ 実施機関（市）で講じる措置（運用上の措置）

（ア） 端末管理責任者及び所属運用責任者の配置

端末管理責任者（各所属長）及び所属運用担当者（各所属長が指名した職員）を配置し、端末管理責任者は、所属運用担当者を含む所属の利用者の職氏名を県システム管理責任者へ書面をもって報告し、併せてIDと仮パスワードの発行を申請する。

また、システムの利用者に下記の内容を遵守させる。

- a 本システムを森林・林業業務の遂行のために使用し、他の目的に使用しない。
- b 利用者は、個人情報保護の重要性を認識し、本システムの利用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取扱う。
- c ID及びパスワードは、第三者に漏洩しないよう厳重に管理し、パスワードについては次のような措置をとる。
 - ・適宜変更し、かつ、推測が困難なものとする。
 - ・他人に教えないよう徹底する。
 - ・書き留めておかないよう徹底する。
- d 離席する場合は、本システムの利用を終了する。
- e 本システムのデータの改ざん及び運用環境の改変をしない。

（イ） パスワードの管理についての適切な措置

本システムの利用者は、パスワードを忘失した場合、端末管理責任者に報告するものとし、端末管理責任者は、書面をもって県システム管理責任者に

仮パスワードの再発行を申請する。

本システムの利用者は、パスワードを他人に知られる等の事故があったときは、直ちに端末管理責任者及び県システム管理責任者に報告し、端末管理責任者は事故の原因を究明し再発防止策を講じた上で、書面をもって県システム管理責任者に仮パスワードの再発行を申請する。

(ウ) 物理的・技術的セキュリティ対策

システムを利用するパソコン周辺の整理整頓に心がけ、すべての機器の正常な運用を図る。

本システム利用者は、本システムを使用するパソコンについて、ウイルス対策ソフトを導入し、常時稼働させるとともに、外部ネットワークから不適切なソフトウェアをダウンロードしない。

(エ) システムから取得した個人情報の管理

本システムを使用していく上で収集、利用する個人情報及びアクセスログ情報等については、実施機関が管理責任を負う。

実施機関は、自己に帰属する情報について原則としてすべての責任を負うものとし、保有する必要のなくなった個人情報は確実に廃棄されるよう必要な措置を講じる。

本システムに搭載されている各種データについては、森林・林業業務以外の目的で利用又は提供しない。

個人情報を含むデータを本システムから紙媒体に印刷して使用した場合、使用後は裁断し、第三者に漏洩しないよう破棄する。

個人情報を含むデータを本システムから外部の記録媒体(CD-R等)やパソコンのハードディスクに保存し使用した場合、使用後は物理的に破壊するか、削除ツールによりデータを削除し、第三者に漏洩しないよう破棄する。

ウ 提供先(県)が講じる措置

(ア) システムの管理者及び責任者の配置

システム管理責任者(農政環境部林務課長)及びシステム管理担当者(林務課システム担当)を配置し、システム管理責任者は下記のセキュリティ対策を講じる。

- ・ システム管理責任者は、ユーザごとにIDと仮パスワードを発行し、各ユーザの利用制限を行うとともに、利用者の管理を行う。
- ・ 本システム利用者に対して適切な支援を行い、マニュアル・ガイドライン等の整備や必要に応じて研修会を開催する。

(イ) 端末機の管理についての適切な措置

本システム利用者からシステムの障害発生の報告を受けた場合、速やかに対応方法の指示又はシステムの復旧作業を行うとともに、障害管理整理簿により障害内容や復旧方法等を記録する。

(ウ) システム利用者の管理

本システム利用者がパスワードを忘失した場合、書面をもって端末管理責任者に仮パスワードの再発行を申請させ、仮パスワードの再発行をする。

本システム利用者のパスワードが他人に知られる等の事故があった際は、直ちに当該利用者のパスワードを無効とする。この際の仮パスワードの再発行は、端末管理責任者が事故の原因を究明し再発防止策を講じた上で、書面をもってシステム管理責任者に再発行を申請した場合に限り行う。

(エ) その他

このほか、本システムの利用者として実施機関が講じる措置と同様の措置をとる。

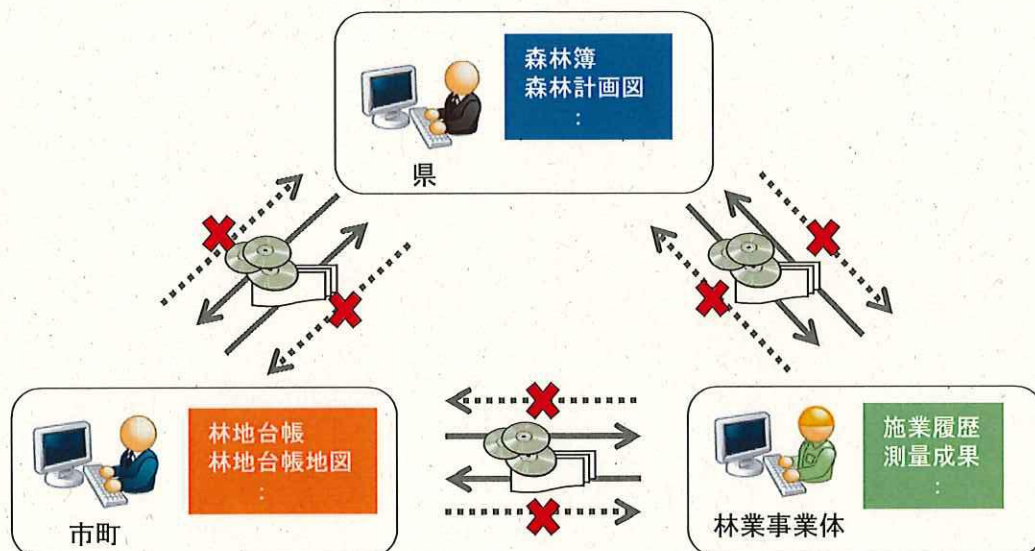
また、ベンダーとのシステム構築及び運用保守契約にあたり、契約書等に個人情報取扱特記事項、兵庫県情報セキュリティ対策指針等の遵守を記載するとともに誓約させる。

資料1

システム概念図(システム導入前後のデータフロー)

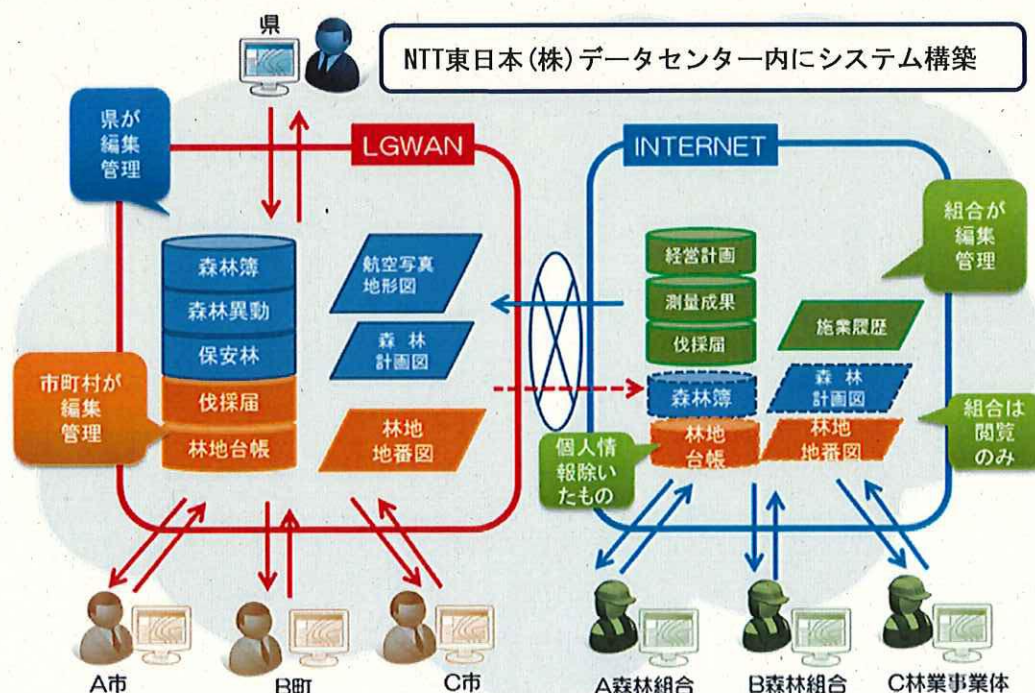
■森林クラウドシステム導入前(関係者が個別のシステムを利用)

データ提供はメールを中心に、CD-R等の記録媒体、紙ベースにより行われている
提供されたデータは更新後、提供元へ反映される仕組みが整っておらず、データは同期されていない



■森林クラウドシステム導入後(関係者が同一システムを利用)

データはシステムへアップロードすることで安全かつ円滑な共有が可能となる
システム上で更新されたデータは関連する台帳等に反映(同期)され、一元管理により精度向上が実現



※林業事業体等は個人情報の閲覧は不可

資料 2

オンライン結合による個人情報情報の提供に関する概要

提供する個人情報情報の類型 (内容)	提供先	業務内容	県に情報提供する理由 (必要性)
林地台帳の森林所有者 (氏名、住所)		林地台帳は県が定める地域森林計画対象民有林 (森林法の適用範囲であり森林計画図に図示) について、森林所有者等を整備した台帳であり市町が管理を行うものである。H28.5の森林法改正で創設され、H31.4に運用が開始された。森林施業の集約化や森林経営管理に基づく意向調査をはじめ、市町主体の森林管理に活用し、森林の公益的機能の発揮を図る。	林地台帳の整備範囲は県が森林計画図により定めているとともに、林地台帳には県の森林簿の内容 (林小班・森林所有者名等) が含まれているため、県が原案を作成して市町へ提供し、市町が保有する情報 (森林の土地の所有者名等) を反映することで精度向上を図りつつ更新する。また、更新された林地台帳の情報は、森林簿の更新にも活用が可能である。
森林の土地の所有者届出書の森林所有者 (氏名、住所、電話番号)	県	県が定める地域森林計画対象民有林において、売買や相続等により森林の土地を取得した場合は、市町へ届出を行わなければならない。市町は、届出書に記載の森林所有者について、林地台帳へ反映する。	このように、林地台帳と県森林簿の更新は連動することが必須であり、そのためには県と市町が相互に情報提供を行う必要があるため。
伐採及び伐採後の造林の届出書、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書の森林所有者及び森林施業実施者 (氏名、住所、電話番号)		県が定める地域森林計画対象民有林において伐採を行う場合は、市町に伐採及び伐採後の造林届出書を提出し、造林後等はその状況を報告し届出書によって届出を行う。なお、0.8ヘクタール以上の開発を行う場合は合わせて県へ小規模開発計画書を届出する必要がある。1.0ヘクタールを超える開発を行う場合は県から林地開発行為の許可を得る必要がある。	県は市町が受理した届出書の内容をとりまとめ、林野庁へ定期報告する必要がある。また、左記のとおり開発面積によって行政手続きが異なるため、県と緊密な連携が必要であり、林地での開発に係る最新の情報を共有することによって、違反の早期発見や開発拡大の防止につながる。森林の有する公益的な機能を保全し、資源としての森林と土地の適正な利用が確保されるため。

資料 3

森林所有者情報の提供に係る関係法令等

森林法

(農林水産大臣等の援助)

第百九十一条 農林水産大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地域森林計画の達成並びに市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成及びこれらの達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

2 市町村は、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあつせんを行うとともに、市町村森林整備計画の達成並びに森林経営計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(森林所有者等に関する情報の利用等)

第百九十一条の二 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(森林に関するデータベースの整備等)

第百九十一条の七 第百九十一条の四及び第百九十一条の五に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、森林の施業が適切に行われるためには森林に関する正確な情報の把握が重要であることに鑑み、森林に関するデータベースの整備その他森林に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

森林法施行令

(台帳情報の提供)

第十条 市町村は、農林水産省令で定めるところにより、一筆の森林の土地ごとに、次に掲げる者の求めに応じ、これらの者に対し、当該森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することができる。

- 一 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 二 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 三 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者
- 四 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事

森林経営管理法

(市町村に対する援助)

第四十九条 国及び都道府県は、市町村に対し、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努めるものとする。

(関係者の連携及び協力)

第五十条 国、地方公共団体、森林組合その他の関係者は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進に向けて、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

加古川市情報公開・個人情報保護審査会傍聴要領（案）

平成29年6月28日

審査会決定

（趣旨）

第1条 この要領は、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成17年加古川市規則第1号。以下「規則」という。）第7条に基づき、規則第5条第3項の規定により公開することができる加古川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、会議の開催の都度、委員長が会議場の収容人員等を考慮して定めるものとする。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において、職員に申し出なければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

（傍聴席以外の立入禁止）

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることができない。

（傍聴のために立ち入ることができない者）

第5条 次に掲げる者は、傍聴のために立ち入ることができない。

- (1) 危険物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり又は垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに私語を発したり騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。
- (3) 写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の議事の妨げとなるような行為をしないこと。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場するものとする。

（傍聴人への指示）

第8条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領に違反したときは、委員長は当該傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則 (一部改正 令和3年3月24日審査会決定)

この要領は、決定の日から施行する。

加古川市情報公開・個人情報保護審査会傍聴要領（新旧対照表）

現 行	改 正
(傍聴の手続) 第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において、住所、氏名を受付簿に記入しなければならない。 2 会議を傍聴しようとする者が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。	(傍聴の手続) 第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に、所定の時間及び場所において、職員に申し出なければならない。 2 会議を傍聴しようとする者が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

【現行】

加古川市情報公開・個人情報保護審査会傍聴希望者受付票

第○回加古川市情報公開・個人情報保護審査会

令和○年○月○日

整理番号 1

氏 名 _____

住 所 _____

傍聴番号 _____

【加古川市】

【変更案】

加古川市情報公開・個人情報保護審査会 傍聴整理券

第○回加古川市情報公開・個人情報保護審査会

令和○年○月○日

整理番号 1

【加古川市】